

2014 年 9 月 24 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

— 工商行政関連 —

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 351 号 ）

国家品質監督検査検疫総局、 組織機構コードに係る弁法を改定 年次検査に代わり年度報告を導入

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家品質監督検査検疫総局は、2014 年 8 月 25 日付で『組織機構コード管理弁法』の改定に関する決定』（国家品質監督検査検疫総局令第 158 号、以下『弁法』という）を公布しました。国家工商行政管理総局が工商登記に係る企業年次検査制度を廃止し、『企業信用情報開示システム』を通じた企業情報の報告・開示制度を導入したことに歩調を合わせ、『弁法』は組織機構コード登記に係る年次検査規定を削除し、企業に年度報告の提出を求める規定を盛り込んでいます。

□ 報告は紙ベースあるいは電子形式で

組織機構コードは、企業、事業単位、社会团体等の組織機構に割り当てられる固有のコード番号で、8 桁の本体コードと 1 桁の検証コードで構成されています（例：12345678-1）。組織機構は、設立後 30 日以内に所在地の品質技術監督部門で組織機構コード登記を行わなければなりません（『弁法』第 8 条、第 9 条）。コードの有効期限は 4 年で、期限到来前に更新手続を行う必要があります（第 15 条、第 17 条）。

今回公布された『弁法』は、2008 年 11 月に公布した『組織機構コード管理弁法』（国家品質監督検査検疫総局令第 110 号）を改定したものです。組織機構コード登記に係る年次検査を廃止するとともに、組織機構に紙ベースあるいは電子形式で年度基本情報報告を提出するよう求めています（第 23 条）。

改定前 第 23 条

各級の品質技術監督部門は、組織機構コード登記情報の有効性等に対して検証を行い、組織機構コード証書の唯一性および関連情報データの正確性、時効性を確保しなければならない。



改定後 第 23 条

組織機構は、紙ベースもしくは電子形式で年度基本情報報告を提出しなければならない。内容は、組織機構コード、機構名称、機構住所、法定代表者もしくは責任者、機構類型、証書の有効期限、発給機関を含む。組織機構コード証書関連情報の正確性、時効性を確保する。

*

『弁法』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 7 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家品質監督検査検疫総局

令第 158 号

組織機構コード管理弁法

(2008 年 11 月 11 日国家品質監督検査検疫総局令第 110 号公布、2014 年 8 月 25 日『国家品質監督検査検疫総局による「組織機構コード管理弁法」の改定に関する決定』により改定)

第1条 組織機構コードの管理業務を規範化および強化し、情報化管理インフラの建設を推進し、組織機構コードに経済および社会発展促進における役割を十分に発揮させるため、国家の関連法律・法規および関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 中華人民共和国国内の組織機構コードのコード化、登記、応用およびその管理は、本弁法を適用する。

第3条 本弁法がいう組織機構とは、法に基づき設立した機関、企業、事業単位、社会团体およびその他の組織機構を指す。

本弁法がいう組織機構コードとは、コード編制規則に基づき編制し、各組織機構に全国の範囲内で唯一の、終始不変の識別標識記号を付与することを指す。

本弁法がいう組織機構コード証書とは、組織機構コード識別標識の媒体および法定証憑を指し、正本および副本に分かれる。正本は紙ベースの証書とし、副本は紙ベースの証書および電子証書を含む。

第4条 国家品質監督検査検疫総局（以下「国家質検総局」という）は、法に基づき全国の組織機構コード管理業務の統一組織・協調に責任を負う。

全国組織機構コード管理センター（以下「全国コードセンター」という）は、職責の範囲内で全国の組織機構コード管理の具体的な実施業務に責任を負う。

第5条 省級および市、県級の品質技術監督部門は、各自の職責の範囲内で当該行政区域内の組織機構コード管理業務の組織・協調に責任を負う。

第6条 組織機構コード管理業務は、統一的な政策、統一的な規則制度、統一的な標準規範、統一的な企画計画、統一的な方法順序の原則を順守しなければならない。

第7条 各級の質検部門は、当該系統内で全面的に組織機構コードを応用し、合わせて各級政府による組織機構コードの経済、文化、社会発展等の領域における応用の推進に積極的に協力しなければならない。

第8条 中華人民共和国国内で法に基づき設立した組織機構は、関連規定に基づき組織機構コード登記を行わなければならない。

前項規定以外の組織機構は、組織機構コード登記を行わない。

第9条 組織機構が行う組織機構コード登記は、法に基づく設立の日から 30 日以内に、設立批准もしくは登記認可部門の同級の品質技術監督部門で申請しなければならない。

第10条 組織機構コード登記手続の申請は、申請表を記入し、合わせて以下の資料を提示もしくは提出しなければならない。

- (1) 機関単位は設立批准の文書およびコピーを提出する。企業単位は企業法人営業許可証もしくは営業許可証およびコピーを提出する。事業単位は事業単位法人登記証書およびコピーを提出する。社会团体は社会团体法人登記証書およびコピーを提出する。その他の組織機構は関連の設立批准もしくは登記認可の文書およびコピーを提出する。
- (2) 法定代表者、責任者の身分証およびコピー。
- (3) 手続人の身分証およびコピー、組織機構が手続人に授權して登記を行う証明。

組織機構の分支機構が行う組織機構コード登記は、組織機構の組織機構コード証書も提出しなければならない。

第11条 品質技術監督部門は、申請文書を受け取った後、直ちに受理するか否かの決定を下さなければならない。申請資料が不全もしくは法定の要求に合致していない場合、その場で申請人に補充が必要な全部の内容を通知しなければならない。

第12条 品質技術監督部門は、申請を受理した日から 3 日以内に確認を完成させ、規定の要求に合致している場合、登記を行い、組織機構コード証書を発給し、規定の要求に合致していない場合、登記を行わずに書面で理由を説明しなければならない。

第13条 組織機構コードのコード化およびコードセグメント管理は、厳格に全国組織機構コード編制規則等の国家標準および全国コードセンターが統一的に確定したコードセグメント管理規則を執行しなければならない。

第14条 組織機構コード証書は、国家質検総局が統一的に様式、内容を確定し、全国コードセンターが統一的に制作および管理する。

第15条 組織機構コード証書は、発給の日から4年以内に有効である。組織機構が法に基づき設立した資格証明文書の有効期限が4年に足りない場合、組織機構コード証書の有効期限は資格証明文書の有効期限を基準とする。

第16条 組織機構コード証書の偽造、変造、盗用を禁止する。

組織機構コード証書の売買、貸出もしくはその他の方式の違法な譲渡を禁止する。

第17条 組織機構コードは、組織機構コード証書の有効期限満了前30日以内に更新登記を行わなければならない。

第18条 組織機構コード証書を紛失もしくは毀損した場合、組織機構は再発行を申請し、合わせて社会に再発行および紛失状況を公告しなければならない。

第19条 組織機構コードの登記事項に変更が発生した場合、変更の日から30日以内に、関連部門が認可した変更文書もしくは証明を持参して変更登記を行わなければならない。

第20条 組織機構が法に基づき変更登記、再発行、更新する場合、その組織機構コードは変更しない。

第21条 組織機構が法に基づき終了する場合、抹消の日から30日以内に、関連部門が認可した抹消文書もしくは証明を持参して抹消登記を行い、合わせて組織機構コード証書を返却しなければならない。

第22条 各級の品質技術監督部門は、組織機構コード管理業務を強化し、組織機構コード情報システムのセキュリティ管理および品質管理を強化し、組織機構コード情報システムの全国の範囲内での統一的な有効性を保証し、組織機構コード情報の完全性、信頼性を保証しなければならない。

第23条 組織機構は、紙ベースもしくは電子形式で年度基本情報報告を提出しなければならない。内容は、組織機構コード、機構名称、機構住所、法定代表者もしくは責任者、機構類型、証書の有効期限、発給機関を含む。組織機構コード証書関連情報の正確性、時効性を確保する。

第24条 全国コードセンター等のコード管理機構は、関連機関、単位もしくは個人に組織機構コード情報サービスを提供することができるが、国家の情報管理および機密保持関連制度の規定を遵守しなければならない。

- 第25条** 組織機構が本弁法の規定に基づき組織機構コード証の申請、更新、再発行、変更を行わなかった場合、品質技術監督部門は警告を与えてそれに期限付きの是正を命令することができる。期限を超えて是正しなかった場合、1000 元以下の罰金に処することができる。
- 第26条** 組織機構コード証書を偽造、変造、盗用し、または組織機構コード証書を売買、貸出もしくはその他の方式で違法に譲渡し、関連法律・法規が規定する違法行為を構成した場合、関連法律・法規の規定に基づき相応の法律責任を追及する。関連法律・法規が規定する違法行為を構成しなかった場合、品質技術監督部門は警告を与え、合わせて1 万元以下の罰金に処す。
- 第27条** 組織機構コード管理業務に従事する人員が、過失により組織機構コード情報システムに重大な損失をもたらした場合、法に基づき相応の責任を追及する。
- 第28条** 組織機構コード管理業務に従事する人員が職権を乱用した、職務を怠慢した、私情により不正を働いた場合、その主管部門が処分を下す。犯罪を構成した場合、司法機関に移送してその刑事責任を追及する。
- 第29条** 本弁法は、国家質検総局が解釈に責任を負う。
- 第30条** 本弁法は、2009 年 3 月 1 日より施行する。

(中国語原文)

国家质量监督检验检疫总局

令第 158 号

组织机构代码管理办法

(2008 年 11 月 11 日国家质量监督检验检疫总局令第 110 号公布, 根据 2014 年 8 月 25 日
《国家质量监督检验检疫总局关于修改〈组织机构代码管理办法〉的决定》修订)

第一条 为了规范和加强组织机构代码管理工作, 推进信息化管理基础建设, 充分发挥组织机构代码在促进经济和社会发展中的作用, 根据国家有关法律法规及有关规定, 制定本办法。

第二条 在中华人民共和国境内组织机构代码的编码、登记、应用及其管理, 适用本办法。

第三条 本办法所称组织机构, 是指依法设立的机关、企业、事业单位, 社会团体以及其他组织机构。

本办法所称组织机构代码, 是指根据代码编制规则编制, 赋予每一个组织机构在全国范围内唯一的、始终不变的识别标识码。

本办法所称组织机构代码证书, 是指组织机构代码识别标识的载体和法定凭证, 分为正本和副本; 正本为纸质证书, 副本包括纸质证书和电子证书。

第四条 国家质量监督检验检疫总局(以下简称国家质检总局)依法负责统一组织协调全国组织机构代码管理工作。

全国组织机构代码管理中心(以下简称全国代码中心)在职责范围内负责全国组织机构代码管理的具体实施工作。

第五条 省级及市、县级质量技术监督部门在各自职责范围内负责组织协调本行政区域内组织机构代码管理工作。

第六条 组织机构代码管理工作应当遵循统一政策、统一规章制度、统一标准规范、统一规划计划、统一方法步骤的原则。

第七条 各级质检部门应当在本系统内全面应用组织机构代码, 并积极配合各级政府推动组织机构代码在经济、文化、社会发展等领域的应用。

第八条 在中华人民共和国境内依法设立的组织机构，应当按照有关规定办理组织机构代码登记。

前款规定以外的组织机构，不予办理组织机构代码登记。

第九条 组织机构办理组织机构代码登记，应当自依法设立之日起 30 日内，到批准设立或者核准登记部门同级的质量技术监督部门申请。

第十条 申请办理组织机构代码登记，应当填写申请表，并出示或者提交下列材料：

- （一）机关单位提交批准设立的文件及复印件；企业单位提交企业法人营业执照或者营业执照及复印件；事业单位提交事业单位法人登记证书及复印件；社会团体提交社会团体法人登记证书及复印件；其他组织机构提交相关的批准设立或者核准登记的文件及复印件；
- （二）法定代表人、负责人身份证件及复印件；
- （三）经办人身份证件及复印件，组织机构授权经办人办理登记的证明；

组织机构的分支机构办理组织机构代码登记，还应当提供组织机构的组织机构代码证书。

第十一条 质量技术监督部门收到申请文件后，应当即时做出是否受理的决定；申请材料不全或者不符合法定要求的，应当当场告知申请人需要补正的全部内容。

第十二条 质量技术监督部门应当在受理申请之日起 3 日内完成审核，对符合规定要求的予以登记，颁发组织机构代码证书；对不符合规定要求的，不予登记并书面说明理由。

第十三条 组织机构代码的编码和码段管理，应当严格执行全国组织机构代码编制规则等国家标准和全国代码中心统一确定的码段管理规则。

第十四条 组织机构代码证书由国家质检总局统一确定式样、内容，由全国代码中心统一制作和管理。

第十五条 组织机构代码证书自颁发之日起 4 年内有效。组织机构依法设立的资格证明文件有效期不足 4 年的，组织机构代码证书有效期以资格证明文件的有效期为准。

第十六条 禁止伪造、变造、冒用组织机构代码证书。

禁止买卖、出租或者以其他方式非法转让组织机构代码证书。

- 第十七条** 组织机构应当在组织机构代码证书有效期届满前 30 日内进行换证登记。
- 第十八条** 组织机构代码证书遗失或者毁损的，组织机构应当申请补证，并向社会公告补证和遗失情况。
- 第十九条** 组织机构代码登记事项发生变更的，应当自变更之日起 30 日内，持有关部门核准的变更文件或者证明办理变更登记。
- 第二十条** 组织机构依法变更登记、补证、换证的，其组织机构代码不变。
- 第二十一条** 组织机构依法终止的，应当自注销之日起 30 日内，持有关部门核准的注销文件或者证明办理注销登记，并交回组织机构代码证书。
- 第二十二条** 各级质量技术监督部门应当加强组织机构代码管理工作，加强组织机构代码信息系统的安全管理和质量管理，保证组织机构代码信息系统在全国范围内统一有效，保证组织机构代码信息完整、可靠。
- 第二十三条** 组织机构应当以纸质或者电子形式提交年度基本信息报告，内容包括：组织机构代码、机构名称、机构地址、法定代表人或负责人、机构类型、证书有效期、颁发机关。确保组织机构代码证书相关信息的准确性、时效性。
- 第二十四条** 全国代码中心等代码管理机构可以向有关机关、单位或者个人提供组织机构代码信息服务，但应当遵守国家有关信息管理和保密制度的规定。
- 第二十五条** 组织机构未按照本办法的规定办理组织机构代码证申请、换证、补证、变更的，可以由质量技术监督部门予以警告并责令其限期改正；逾期未改正的，可以处 1000 元以下罚款。
- 第二十六条** 伪造、变造、冒用组织机构代码证书，或者买卖、出租或者以其他方式非法转让组织机构代码证书，构成有关法律法规规定的违法行为的，依照有关法律法规规定追究相应法律责任；未构成有关法律法规规定的违法行为的，由质量技术监督部门予以警告，并处 1 万元以下罚款。
- 第二十七条** 从事组织机构代码管理工作的人员因过错给组织机构代码信息系统造成重大损失的，依法追究相应责任。
- 第二十八条** 从事组织机构代码管理工作的人员滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊的，由其主管部门给予处分；构成犯罪的，移送司法机关追究其刑事责任。

第二十九条 本办法由国家质检总局负责解释。

第三十条 本办法自 2009 年 3 月 1 日起施行。